



----- 水都橋より 500m地点

禁漁期間 令和5年3月31日まで

○禁漁区

- ・ 生息調査に資するため、水都橋から下流 500mを採捕禁止区域とする。

○看板の設置

- ・ 上図○印の 4 箇所に採捕禁止を周知するための看板